

最高人民法院
「著作権及び著作隣接権の保護強化に関する意見（意見募集稿）」
意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
2.	<p>本項第2文を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「知的財産訴訟の証拠規則を充実化させ、当事者のブロックチェーン、タイムスタンプ等の<u>電子署名・認証方式</u>による証拠保存、固定化及びその提出を支持し、知的財産権の権利者の「挙証難」に係る問題を効果的に解決しなければならない。」</p> <p>※下線部分が追記した箇所。</p>	<p>単に「ブロックチェーン、タイムスタンプ等の方式」と記載しただけでは何の方式か明確ではなく、また、新しい電子署名や認証の方式が登場した場合に該当するか否か不明確となるため、「電子署名・認証方式」と一般的な記載にすべきである。</p>
5.	<p>本項第2文を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「権利者が権利の存在、許諾又は権利侵害の成立を主張する際に被疑侵害者から反対証拠が提出されなかった場合において、署名推定規則を適用して権利帰属を確定するときは、著作権及びその隣接権の譲渡契約又はその他の書面証拠を提出する権利者の責任を免除することができる<u>しなければならない</u>。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	<p>被疑侵害者から反対証拠が提出されなかった場合であっても、権利者の証拠提出責任を一律に免除すべきではない。例えば、訴訟当事者以外の第三者に権利が帰属する可能性がある場合など、署名推定規則を適用することに疑義がある場合が考えられるため、証拠提出責任の免除は人民法院の裁量で判断されるべきである。</p>
9.	<p>以下の文章の意味を明確にいただきたい。</p> <p>「著作権の客体の相対的閉鎖性と権利の相対的開放性との関係をしっかりと処理し、」</p>	<p>本文章の意味が不明確であるため、明確にいただきたい。</p>

<p>10.</p> <p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「模倣品・海賊版商品及び専用ツールを廃棄する。模倣品・海賊版商品及び主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールのうち権利侵害に係る部分について、権利者が上記物品の存在を証明する証拠を提供し、かつ、それらを直ちに廃棄するよう申し立てた場合には、特殊な状況を除き、人民法院はこれを支持しなければならない。特殊な状況においては、商業ルート以外で主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツールのうち権利侵害に係る部分を処分するものとする。<u>ツールには、工具、金型、ソフトウェア、データ等を含むが、これらに限定されない。</u>廃棄又は処分にかかる費用は、権利侵害者が負担する。権利侵害者が補償を申し立てた場合、これを支持しない。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p> <p>また、本項で言及されている「特殊な状況」とはどのような状況を意味するのか、また「商業ルート以外で」とは具体的にどのような方策を想定しているのか、例示を含めて明確にしていきたい。</p>		<p>まず、「専用ツール」と「主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツール」は、意味が一致しておらず、「専用ツール」の表現は不適切である。</p> <p>更に、「主に模倣品・海賊版商品を生産又は製造するために使用される材料やツール」についても、その廃棄対象・範囲が曖昧であるため、「模倣品・海賊版商品を生産又は製造に使用される資材とツール」のうち「権利侵害に係る部分」を廃棄対象とすべきである。</p> <p>また、「ツール」についても、その代表的なものの例として「工具、金型、ソフトウェア、データ等」を明示すべきである。</p> <p>最後に、「特殊な状況」および「商業ルート以外で」が不明確であるため、これらの具体例を示したうえで明確にしていきたい。</p>
<p>12.</p> <p>本項第2文を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「…又は同一の権利侵害行為について権利者と和解の合意に達しかつ履行を完了した後に継続してもしくは再びまた権利侵害行為を実施した場合、…」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>		<p>一度和解で解決した後に故意侵害が認定されるべきケースとしては、「継続して権利侵害行為を実施」する場合と「再び権利侵害行為を実施」する場合があるので、その両方を明記すべきである。</p>

13.	<p>本項に定める「誠実訴訟許諾書」がどのようなものなのか、その手続、内容、効力等を明確にしていきたい。</p>	<p>「誠実訴訟許諾書」は誰がどのようなときにどのような内容で発行するものなのか、またその不履行時の効果など、いずれも不明確であるため明確にしていきたい。</p>
15.	<p>本項第3文を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「権利者が合理的な理由なくどうしても中間販売者、生産者、提供者のいずれもを起訴しない場合、人民法院は、権利者の獲得できる賠償総額の不当な拡大を回避するべく、判決書において損害賠償の範囲を限定し、その理由を説明することができる。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	<p>権利者が「中間販売者、生産者、提供者を起訴しない」事実だけを理由に、権利者が賠償額の不当な拡大をしていると安直に判断すべきでない。権利者において「中間販売者、生産者、提供者のいずれも起訴しない」合理的な理由があればそれを参酌すべきである。</p> <p>また、「損害賠償の範囲を説明することができる」では単に説明にとどまるものであり、「賠償総額の不当な拡大を回避」する具体的な効果が望めないため、「損害賠償の範囲を限定」できる旨も明記すべきである。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)